

平成 23 年度税制改正に関する意見書

平成 22 年 3 月 17 日

近畿税理士会

目 次

ま え が き	1
---------	---

【主要意見項目】

所得税

人的控除の整理統合	3
-----------	---

法人税

1. 受取配当等の全額益金不算入	4
2. 交際費課税の見直し	5
3. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げと一括償却資産損金算入制度の廃止	6

相続税

1. 相続税又は贈与税の連帯納付義務の廃止	7
2. 非上場株式等の納税猶予制度の打切り要件等の緩和	8

消費税

1. インボイス方式の導入反対	9
2. 複数税率の導入反対	10
3. 課税売上割合 95%以上の場合の全額仕入税額控除の廃止	11

地方税

住民税

ふるさと納税制度の廃止	12
-------------	----

税務行政

1. 調査手続に関する規定の創設	13
2. 更正又は決定を行う場合の理由附記	14

【その他意見項目】

共通

1. 地方税法の本法附則規定の独立化	15
2. 行為計算の否認制度の適用範囲の見直しと要件の明確化	15

所得税

1. 給与所得控除額の上限額の設定	15
2. 給与所得者に係る諸制度の見直し	16
3. 公的年金受給者に係る納税手続の簡素化	16
4. 不動産所得に係る損益通算の特例の廃止	16

5. 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の要件撤廃	17
6. 社会保険診療報酬の特例制度の廃止	17
7. 退職所得の課税方式の変更	17
8. 青色事業専従者給与の形式的要件の廃止と退職金の必要経費算入	18
9. 事業主死亡による事業廃止の場合の使用人退職金の必要経費算入	18
10. 純損失・雑損失の繰越期間の延長と期限内申告要件の廃止	18
11. 医療費控除の上限引上げと別生計親族の医療費控除対象化	19
12. 準確定申告の提出期限の延長	19
13. 財産債務明細書の提出義務の廃止	19
14. 土地建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の復活	19
15. 特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の廃止に伴う新措置への配慮	20

法人税

1. 退職給付引当金の損金算入	20
2. 同族会社の使用人兼務役員の持株基準要件の廃止	20
3. 試験研究費に係る人件費の見直し及び税額控除限度超過額の繰越期間の延長	21
4. グループ法人課税制度に係る事務負担の軽減	21

相続税

1. 小規模宅地等の特例における特定居住用宅地等の適用対象面積の引上げ	21
2. 小規模宅地等の上に存する建物の減額措置	22
3. 株式評価における相続開始前3年以内取得土地家屋等の特例の廃止	22

消費税

1. 基準期間制度の見直し	22
2. 消費税等確定申告書の提出期限の延長制度の創設	23
3. 簡易課税制度の見直し	23
4. 新設事業者に係る控除対象仕入税額の調整措置の見直し	24

地方税

1. 住民税	
(1) 個人住民税の人的控除額の見直し	24
(2) 道府県民税均等割制度の廃止	24
(3) 法人住民税均等割に係る資本金等の額の見直し	25
2. 事業税	
個人事業税における事業主控除額の引上げ	26
3. 固定資産税	
(1) 固定資産税の税額計算の明示	26
(2) 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置の適用拡大	26
(3) 償却資産に係る固定資産税の免税点の引上げ	26
4. その他	
(1) 不動産取得税の見直し	27
(2) 事業所税の廃止	27

税務行政

- 1．更正の請求期間の延長 ----- 27
- 2．延滞税の見直し ----- 28
- 3．納税者権利憲章の制定への提言 ----- 28

環境税

- 環境税の導入は慎重に行うこと ----- 28

ま え が き

1．税理士としての意見表明について

税の職業専門家である私たち税理士は、その業務を通じて、実際に税を負担する立場にある納税者と常に接しており、納税者の税に対する様々な考え方を知ることができる。税理士は、特に中小企業者に係る決算や申告業務を通じて、その経営状況をよく知る立場にあり、納税者や納税義務者の意見を代弁する者としてもっともふさわしいと考えられる。

税制は、このような税理士が疑問や矛盾を感じるようなものであってはならない。

また、景気対策や少子高齢社会での安定的な財源の確保など、今税制に求められる機能は多岐にわたり、税制の方向性を見定め、経済・社会の変化に適応したあるべき税制を構築していくことは、極めて困難であるが、避けて通ることはできない。

近畿税理士会は、税制改正に対する最近の動向を踏まえたうえで、より適正な制度が構築されるよう十分な検討を行い、税理士法 49 条の 11 の趣旨に基づき、ここに平成 23 年度の税制改正に関する意見を表明するものである。

2．基本的な視点について

昨年 8 月の衆議院選挙の結果、政権交代が実現し、税制改正のプロセスが大きく変化した。政治主導による税制改正として、インターネット上での改正要望項目の募集、政府税制調査会の一歩化及び審議過程を公開することによる透明化が図られたのである。

昨年末に公表された平成 22 年度税制改正大綱では、新政権の税制改正に対する視点が示されている。すなわち、納税者の視点に立った「公平・透明・納得」の三原則を税制の基本とする、「支え合い」のために必要な費用を社会全体で分かち合い、税制はその分かち合い方を決める、税制改革と社会保障制度改革とを一体的にとらえ、改革を推進する、グローバル化に対応できる税制のあり方を考え、地域主権を確立するための税制を構築する、の 5 点である。

新政権下では、これらの視点から様々な政策が実行されることになるであろうが、特に、格差拡大の防止、格差固定化の解消のため、個人所得課税や相続・贈与に係る資産課税のあり方については、大きく見直されようとしている。

税制は、これらの見直しによって、制度が複雑になり過ぎることや、過度の税や納税事務の負担が生じないように、さらには、既存の制度との整合性にも配慮したものでなければならない。

また、中小企業は、わが国法人の 99% を占め、労働者の 70% を雇用している。中小企業の経営基盤が弱体化することは、わが国の経済基盤が衰退することであると考える。税制は、中小企業が活力を回復し、わが国経済の活性化に資するものでなければならない。

新政権において、番号制度や給付付き税額控除の導入が検討されているが、近畿税理士会では、引き続きこれら制度の研究を行い、時期を逸することなく必要な提言ができるよう準備を進めている。

近畿税理士会は、これまでも示してきた 5 つの「基本的な視点」の重要性を再確認し、本意見書では、この基本的視点から各税目について、緊急性や重要性を考慮し、主要意見項目を

掲げることとした。

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的な視点である。しかし、公平には、水平的公平、垂直的公平、世代間の公平などの考え方があり、公平な税制を検討するにあたり、できる限り広い視野で客観的な立場から、バランスのとれた税制を構築する必要がある。

(2) 理解と納得のできる税制

わが国の国税は、ほぼ申告納税方式によって確定し、賦課課税方式による個人住民税や事業税も申告納税方式による所得税の課税標準の計算を基礎としているので、結果的に大半の税が申告納税方式に関係している。

申告納税制度は納税者による税の自己賦課であり、租税法律主義のもとで納税者は租税法規の解釈権を第一義的に有している。

したがって、租税制度は、複雑難解なものであってはならず、納税者が理解でき納得するものであることが必須である。

(3) 必要最小限の事務負担

申告納税制度のもとでは、納税者自らが課税標準と税額を計算し申告書を作成するのであるから、納税者には納税のための事務負担が生じる。

租税収入に係る費用は、税務行政庁ばかりでなく納税者における納税事務費用も合わせて認識されるべきであり、その負担は常に必要かつ最小になるように配慮されるべきである。

(4) 時代に適合する税制

税制は、経済社会の構造変化や取引形態の変化に対して適切に対応して行く必要がある。そうでなければ、納税者に新たな不公平が生ずるなどの弊害を招くことになる。

したがって、既成の制度に縛られることなく、国民の自助努力と経済の活性化を促進すること等を念頭におき、常に時代に適合するように税制の見直しを継続しなければならない。

(5) 透明な税務行政

税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展、タックスコンプライアンスの確保のために、透明であることが必要不可欠である。

3. 本意見書の構成

この意見書では、各税目について緊急性・重要性を考慮し、主要意見とその他の検討すべき意見に区分するとともに、各項目について制度に対する意見であるのか、制度の運用・解釈に対する意見であるのかを明示し各意見の位置づけをより明確になるよう配慮した。

この意見書は、共通2項目、所得税16項目（うち主要意見1項目）、法人税7項目（うち主要意見3項目）、相続税5項目（うち主要意見2項目）、消費税7項目（うち主要意見3項目）、地方税10項目（うち主要意見1項目）、税務行政5項目（うち主要意見2項目）、環境税1項目の合計53項目からなっている。

なお、各意見項目の位置づけを明確にするために、
下記による区分を行う。

「制度上」

制度の構築・改廃等に関する意見項目

「運用上」

運用・解釈等に関する意見項目

《凡例》

1 法令及び通達の略語は、次による。

(法令)

通法・・・国税通則法

所法・・・所得税法

法法・・・法人税法

法令・・・法人特別税法施行令

相法・・・相続税法

地価法・・・地価税法

消法・・・消費税法

消令・・・消費税法施行令

地方法・・・地方税法

地方附・・・地方税法附則

措法・・・租税特別措置法

(通達)

評基通・・・財産評価基本通達

2 条文の符号

1、2 = 条の番号

、 = 項の番号

一、二 = 号の番号

主要意見項目

所得税

制度上

- | |
|--|
| 1. 人的控除について、課税最低限のあり方につき十分な検討を行ったうえで整理統合し、基礎控除額を大幅に引き上げること。
(所法83,83の2,84,86) |
|--|

【理由】

人的控除は、世帯としての負担調整を行うものであるが、世帯の種類や就労形態等が大幅に変化してきており、人的控除が実態に対応しきれていない。

また、子ども手当の導入に伴う扶養控除の廃止により、課税最低限としての基礎的人的控除の役割はあいまいなものとなっている。このため、課税最低限のあり方について十分な検討を行ったうえで基礎控除額を大幅に拡充するとともに、複雑となっている人的控除を整理統合し、時代に対応した人的控除制度に組み替える必要がある。

法人税

制度上

1. 受取配当等は全額益金不算入とすべきである。

(法法 23)

【理由】

平成 14 年 7 月改正において、連結納税制度の創設に伴う税収減の財政措置として、連結法人株式等及び関係会社株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の益金不算入割合は 80% から 50% に引き下げられ、また負債利子の額から特定利子を除く措置も廃止された。

しかし、受取配当等の益金不算入制度は二重課税を排除する趣旨で設けられているものであり、益金不算入を制限することはその趣旨に反することとなり、また剰余金の分配の促進や証券市場の活性化を阻害する結果となる。

したがって、負債利子を控除後の受取配当等についてその全額を益金不算入とすべきである。

制度上

2. 交際費について、次のように改正すべきである。

- (1) 交際費等の範囲を冗費や濫費の性格の強いものに限定すること。
- (2) 交際費の具体的な範囲の多くが通達で定められているが、法令で定めること。
- (3) 定額控除限度額以下の部分の10%の損金不算入に理論的根拠はなく、早急に廃止すること。(措法61の4)

【理由】

(1) 交際費課税は、企業の資本充実の一環として冗費の支出抑制を目的に租税特別措置法に規定され、以後、わが国経済の発展の中で企業の濫費支出に対する社会的批判を背景として、課税の強化がなされてきた。

しかし、現行の交際費等には、社会通念上当然に支出されるべき香典や見舞金等の慶弔費のほか、事業遂行上、必要不可欠で、必ずしも冗費や濫費とはいえない費用が含まれている。よって、交際費等の範囲を見直すべきである。

(2) 交際費等の範囲については、一定の明示はされているものの、依然として通達に依拠するところが大きく、課税庁の裁量に委ねられている面がある。よって、法令で定めるべきである。

(3) 支出交際費等の10%相当額の損金不算入規定は、租税収入確保のための規定であり、早急に廃止すべきである。

制度上

3 . 少額減価償却資産に係る規定について取得価額を 30 万円未満に引き上げ、次の改正を行うこと。

- (1) 租税特別措置法の規定から法人税法の規定に改め、制度を簡素化すべきである。
- (2) (1)に伴い、一括償却資産の損金算入制度を廃止すること。

(法令 133,133 の 2,措法 67 の 5)

【理 由】

(1) 少額減価償却資産の取得価額引上げ

現在、中小企業者に対しては、租税特別措置法において取得価額 30 万円(上限金額 300 万円)までの減価償却資産は取得時に全額損金算入することが認められている。

しかしながら、本制度が措置法上の規定であるため、固定資産税と連動せず、会計上費用計上され法人税法上全額損金算入されたものが固定資産税において償却資産として別途管理しなければならない。IT 関連機器をはじめとした少額な資産の取得は企業規模の大小を問わず継続的に行われるものであり、その取得に係る処理方法も簡素化し、事務処理負担の増加につながるような制度であってはならない。

よって、少額減価償却資産に係る取得価額を 30 万円に引き上げ、かつ上限金額の 300 万円を撤廃した上で、本制度を法人税法の規定とし、固定資産税との連動を図るようすべきである。

(2) 一括償却資産の損金算入制度の廃止

同制度については、(1)の取得価額引上げに伴い廃止すべきである。

相続税

制度上

1. 相続税又は贈与税の連帯納付義務を廃止すべきである。

(相法34)

【理由】

相続税法34条は、相続税又は贈与税の徴収確保のために、連帯納付義務を定めている。しかしながら相続税においては、共同相続人の納付状況を他の相続人が把握できない場合も多く、相続人間で争いがある場合や他の共同相続人が延納の許可を受けている場合には長期間にわたって不安定な状態が継続することになる。

相続税又は贈与税の連帯納付義務制度は、適正に納付義務を履行した者まで過度な税負担を強いることになる不合理なものであり、この制度は早急に廃止すべきである。

また、仮に早急に廃止できない場合においても、少なくとも次のような措置を講じるべきである。

- (1) 平成21年度税制改正において創設された「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」は当該株式等を相続した者のみが納税猶予の恩恵を受ける上に、連帯納付義務がいつまで続くか共同相続人には知りえないことから、この制度が適用された場合の共同相続人には連帯納付義務を免除する。
- (2) 延納の許可があった場合には、税務署長が担保を徴した上で延納の許可をしているのであるから、延納に係る税額に相当する部分の連帯納付義務は免除する。
- (3) 連帯納付義務について、期間制限を設ける。
- (4) 連帯納付義務を負う期間については、他の共同相続人等の納税状況について把握できるような制度を設けるべきである。

制度上

2.非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予制度において、納税猶予の打切りについて次の緩和措置等を講じること。

- (1) 利子税の免除等の緩和措置を講じること。
- (2) 納税猶予の打切りの対象となる範囲を縮小すべきであること。

(措法70の7,70の7の2,70の7の3)

【理由】

- (1) 非上場株式等について贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けた後一定の事由に該当した場合には、納税猶予が打ち切れ猶予された税額に猶予期間に係る利子税を合わせて納付しなければならない。しかしながら、5年の経営承継期間等を経過した場合のように立法趣旨がある程度達成されたと認められる場合には、免除対象外の部分の税額に係る利子税を免除すること又はその計算期間を経営承継期間に限る等の緩和措置を講じるべきである。
- (2) 認定承継会社等と特別の関係がある会社が風俗営業会社に該当した場合には納税猶予は打切りとなるが、その特別の関係がある会社の判定には親族が含まれる。親族は六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族まで広範囲に及ぶため、親族各人の支配権の及ぶ会社の持株状況を個々に確認していくことは困難である。したがって、納税猶予の打切りの対象となる範囲を、たとえば中心的な同族株主の基礎となる同族株主の範囲等に縮小すべきである。

消費税

制度上

1. インボイス方式の導入に反対する。

【理由】

インボイス方式は以下の理由によりその導入に反対する。

(1) 消費税が附加価値税であること。

仕入税額控除は附加価値を算定するための生命線である。インボイスの有無に関わらず、仕入れという事実があれば、これを控除するのは付加価値税たる消費税の本質から当然のことである。消費税は税負担を消費者に転嫁することが予定されているものであり、仕入れの事実があるにも関わらず、インボイスがないという理由だけでこれを排除することは、消費者が負担した消費税が適正に国庫に納まらず、消費税の本質論から見て妥当ではない。

(2) 事業者の事務負担が増大すること。

現行の帳簿方式は、法人税や所得税の所得算定にいわば付随する形で行われていたため、事業者にとり過度な負担を強いるものではなかった。これに対しインボイス方式は、請求書や領収書等の発行に加えてインボイスを別途発行する場合であっても、税額を明記した領収書等の発行をもってインボイスとする場合であっても、税額を集計するといった新たな業務が必要となる。これらの新たなコストを、特に中小事業者に負わせることには相当の問題がある。わが国では、従来から青色申告制度が設けられており、その結果記帳実務が広く浸透している実情にあり、インボイス方式によらずとも、正確な消費税額の計算が行われていると思われる。インボイス方式のメリットとして、クロス・チェックが挙げられるが、帳簿記載要件を厳格にすればクロス・チェックは可能であると考えられる。

(3) 新たな悪質な租税回避がかえって増加する可能性があること。

インボイス方式は、脱税防止の観点からもメリットがあると言われている。しかしながら、インボイスを発行する権限のない事業者が他人名義により事業を行ったり、架空インボイスを発行し相手方に仕入税額控除を不当に受けさせるといった脱税を誘因するおそれもある。インボイス方式は、必ずしも脱税防止の切り札にはならないことを認識すべきである。

(4) 免税事業者が取引から排除されるおそれのあること。

インボイス方式は、免税事業者からの仕入れに係る益税問題にも効果があるとされる。しかし、そのことは日常の商取引から免税事業者を排除する可能性がある。このことは、仕入税額が明らかになること以上に、より大きな問題であると考えられる。

制度上

2. 複数税率の導入に反対する。

【理由】

税制をより一層複雑化させる複数税率の導入には、以下の理由により反対である。

(1) 事業者の事務負担が増大すること。

複数税率制を導入することにより、課税売上高においても、仕入税額控除においても、税率ごとの分類集計が必要となる。さらに、どの税率が適用されるかの判断が常に伴う為、事業者の事務負担を大きく増加させることにつながる。

(2) 複数税率を悪用した意図的な租税回避のおそれがあること。

例えば、食料品に軽減税率が適用された場合、同じ食料品を販売するとしても、事業者に販売した場合と消費者に販売した場合とで、適用される税額が異なることとなる。このように、同一の財・サービスに対して複数の税率が存在すれば、低い税率を適用して税負担を不当に免れようとする者が現れる。しかし、課税庁の現体制からみて、税務調査を強化することは困難であり、結果として悪質な納税者を放置するおそれがある。

(3) 還付申告者への対応が困難であること。

食料品等に軽減税率が適用される場合は、農業事業者を中心に還付申告者が増加することが予想される。消費税の本質論からは、これらの者への還付は当然に認められるものである。しかし、記帳の問題等を含め、これらの者が複数税率に適正に対応できるかどうか疑問である。

(4) 標準税率引上げの可能性があること。

軽減税率を採用した場合には、そのことにより減少した消費税を、標準税率の引上げにより補填することが容易に予測できる。そうだとすれば、消費者の全体としての税負担は変わらないにもかかわらず、消費税制度を複雑にただけの結果となる。

制度上

3 . 大企業において、課税売上割合が95%以上の場合の全額仕入税額控除を廃止する。

(消法30)

【理由】

現行の消費税は事業者間で税の転嫁が繰り返され、最終的には消費者が負担する性格を持っているが、このように消費者が負担した消費税の一部が事業者の内部に留保されることは国民感情の観点からも好ましくない。特に、大企業においては、留保される金額が多額になると考えられるため、仕入税額控除については、課税売上割合にかかわらず個別対応方式又は一括比例配分方式により計算することとする。

地方税

住民税

制度上

ふるさと納税制度を廃止すべきである。

(地方法 37 の 2,314 の 7)

【理由】

ふるさと納税は、地域に密着した民間公益活動やわが国の寄附文化を一層促進するという観点から創設された。しかし、導入されたふるさと納税は、寄附金控除という方式を採用しているものの、納税者がサービスを受けている地方公共団体に納付すべき税金の一部を削減し、サービスを受けていない地方公共団体にその一部を納税する点では、実質的には当該地方公共団体への納税と異ならない。本来、地方税は、応益負担の原則、あるいは負担分任の原則を根拠に課されるものであり、同じ都道府県、市町村に居住していて、ふるさと納税を行った者の方が行わなかった者よりその地の納税額が少なくなることは、この地方税の原則に反することとなり、公平な税負担を害している。

また、納税者が納税地を自由意思で選択できることは租税の強制性に反する。しかも地方交付税との関係で、寄附を受けた地方公共団体の基準財政収入額にふるさと納税分が算入されないにもかかわらず、一方で、税額控除をした地方公共団体の基準財政収入額にはふるさと納税分の 75% 相当額が算入されるという矛盾を引き起こしている。

このようにふるさと納税制度は、地方自治の大原則を歪め、租税の中立性の観点からも問題が多い制度であり、早急に廃止すべきである。

税務行政

制度上

1. 調査手続に関する規定を創設すること。

【理由】

租税行政手続は租税の確定および徴収の手続であり、また調査は各個別税法の質問検査権に基づき執行され、ときとして納税者の財産権を侵害する危険性を伴うものである。

しかしながら、調査実施の内容は国税庁の事務運営指針に掲げられているのみであり、調査に係る体系的な規定は法律上設けられていないため、納税者にとって法的な安定性や透明性が確保されたものではない。

よって、納税者の権利を保護するという観点から、調査の事前通知、調査理由等の開示、調査の標準期間、調査内容の制限、税務代理人の選任、反面調査の制限、調査終了の通知等、調査手続に関する手続規定を新たに導入し整備を図るべきである。

制度上

2 .更正又は決定を行う場合には、常にその理由を附記すること。

(通法24～30)

【理 由】

理由附記の趣旨は、課税庁の判断の慎重さや合理性を担保してその恣意性を抑制するためと、納税者に不服申立の便宜を与えるためであると理解されている。この趣旨からは、青色申告、白色申告を問わず、すべての納税者に理由を附記しなければならないし、そもそも課税処分 of 具体的根拠を納税者に示さなければ、納税者は十分な反論をすることが困難となる場合がある。

更正又は決定を行う場合には、行政手続法に則った一般の行政処分と同様に、理由が常に附記されるよう関係法令を改めるべきである。

その他意見項目

共通

制度上

- | |
|---|
| 1．租税特別措置法に相当する地方税法の本法附則規定は、地方税法とは独立させ、別に規定すること。 |
|---|

【理由】

地方税法では、国税における租税特別措置法的な規定は本法附則に規定され、その他に改正法附則があることから、国税に比較して分かりづらい法律となっている。地方税も国税と同じ税法であるので、国税と同様、本法附則の部分は地方税法から独立させ、租税特別措置法に相当する別の法令規定とすべきである。

制度上

- | |
|--|
| 2．行為計算の否認制度を非同族会社にも範囲を広げ、行為又は計算の内容については、適用要件を明確にするとともに具体例を示すべきである。 |
|--|

(所法 157, 法法 132, 132 の 2, 132 の 3, 相法 64, 地価法 32)

【理由】

同族会社の行為計算の否認規定では、同族会社の行為又は計算を容認すれば、法人税等の負担を不当に減少することになると認められる場合に、法人の行為又は計算と異なるところによって、更正又は決定をすることができるものとされている。

この規定は、同族会社の行為が恣意的に行われがちであり、一方、非同族会社の行為には恣意的な要因はないとの前提に立って設けられている。

しかしながら、非同族会社であっても恣意的な行為が全くないとは言えず、このような前提は、あまりにも一面的な見方であり、かつ負担の公平という観点からも問題がないとはいいがたく、同族会社だけでなくすべての法人に対して適用するように改めるべきである。

また、この行為計算の否認規定に関しては、要件が非常に抽象的であり、運用は税務署長の裁量に委ねられており、すでに削除されている旧基本通達を参照して内容を類推するなど課税要件の明確性の観点から問題が多い。組織再編に係る行為計算の否認規定や連結法人に係る行為計算の否認規定も含めて、具体例を示すような方法で明確化すべきである。

所得税

制度上

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 1．給与所得控除額について上限を設定する等の見直しをすること。 | (所法28) |
|---------------------------------|--------|

【理由】

給与収入が一定を超える部分について比例的になっている現行の給与所得控除については、給与収入が高額になるほど給与所得控除額が無制限に大きくなり、一般的に概算必要経費として説明できる金額を大きく超えていると考えられるため、上限を設定する等見直すべきである。

制度上及び運用上

2. 給与所得者に対する課税について、下記のとおりとすること。
- (1) 給与所得について、プライバシー保護の観点から、年末調整と確定申告の選択制にすべきである。
 - (2) 特定支出控除の拡充等により、給与所得者が確定申告をする機会を増やすこと。
 - (3) 給与所得控除額を源泉徴収票に記載し、納税者にとって計算構造を分かりやすくすること。(所法28,57の2,226)

【理 由】

- (1) 年末調整と確定申告の選択性の導入
扶養控除等申告書には個人的情報を記載することになっており、プライバシー保護の観点から問題があるだけでなく、年末調整を前提とした現行制度は、給与所得者の税に対する認識の低下の一因となっている。したがって、年末調整と確定申告を選択できるように改めるべきである。
- (2) 特定支出控除の拡充と確定申告
近年における雇用形態の変化に対応するため、一定の勤務に必要な自己負担額を特定支出に含め、確定申告の機会を増やすべきである。
- (3) 源泉徴収票への記載
給与所得者の税に対する認識を高めるために、源泉徴収票に給与所得の収入金額・給与所得控除後の金額に加えて給与所得控除額を記載することによって、住民税と同様、納税者が自分自身で税額の計算過程を確認することができるようにすべきである。

制度上

3. 公的年金等以外に収入のない者について、支払者において年末調整に準ずる措置を講じることにより納税手続を簡素化すること。

【理 由】

わが国の65歳以上人口が現在の2,500万人から3,800万人まで増加すると予想されていることを踏まえ、公的年金等の支払者に対して扶養控除等申告書を提出した者について年末調整に準ずる措置を講じ、公的年金以外に収入のない者について選択により確定申告を不要として、高齢者の納税事務負担の軽減を図るべきである。

制度上

4. 不動産所得の計算上生じた損失の金額のうち、土地等の取得に係る借入金に対応する支払利息は損益通算の対象とされないとする特例を廃止すること。(措法41の4)

【理 由】

この制度は、借入金による不動産の取得が、過度な節税や地価高騰の一因となっていることから、これを抑制するために平成3年度税制改正において創設されたものである。しかし、現在の経済情勢は当時とは変わっており、この社会政策の必要性はない。さらに、平成21年度税制改正においては土地需要を喚起させる制度が創設されており、本制度はこの流れにも逆行することに

なる。したがって、所得税におけるこの特例制度は廃止すべきである。

制度上

5 . 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、「住宅借入金等」要件を撤廃すること。

(措法41の5,措法41の5の2,措令26の7の2 ,措法41の5 ,41の5の2 による読み替え後の所法70)

【理 由】

長期所有の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けるためには、住宅借入金等により居住用財産を買い換えるか、買換えをしない場合には譲渡代金を上回る住宅借入金等の残債があることが要件となっている。

本来、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金による買換えや住宅借入金の残高等の要件を撤廃すべきである。

制度上

6 . 社会保険診療報酬の所得計算の特例制度を廃止すること。 (措法26,67)

【理 由】

この制度は、社会保険医の所得水準の維持及び国民皆保険制度の定着を目的として昭和29年に創設されたものであるが、その目的は既に達成されている。また、必要経費の額及び損金の額に算入する金額は、実額計算によることが原則であり、この制度を存置することは、公平な課税を損なうものである。したがって、この特例制度は廃止すべきである。

制度上

7 . 勤続1年当たりの退職所得控除額を一定額にするとともに、退職所得の課税方式を勤続年数に応じた方式に変更すべきである。 (所法30)

【理 由】

勤労者のライフスタイルや就労形態は多様化しており、これらの就労期間や支給形態の変化に対して、「N分N乗方式」を基礎とした平準化措置が組み込まれた新しい方式を提案する。

(1) 退職所得控除額は、就労期間による課税上の差をなくするために勤続1年当たりの控除額を一定とし、かつ、段階的に縮減する。

(2) 計算は次の方式による。

$$\frac{\text{退職所得の収入金額} - \text{退職所得控除額}}{\text{勤 続 年 数}} \times \text{税率} = (A)$$

$$(A) \times \text{勤続年数} = \text{退職所得に係る税額}$$

制度上

8. 青色事業専従者給与を適用する場合の形式的要件を廃止し、退職金についても一定の要件のもとで必要経費に算入すること。 (所法37,56,57)

【理由】

青色事業専従者の給与が労務の対価として相当の金額であれば、一般の従業員と異なる取扱いをする理由はない。また、青色事業専従者の給与は、青色申告決算書に記載することにより把握できる。したがって、青色事業専従者給与に関する形式的要件は廃止すべきである。さらに、青色事業専従者に対して退職金を支払った場合にも、退職金として相当と認められる部分の金額については、一般の従業員に対する退職金と同様に、必要経費への算入を認めるべきである。

制度上

9. 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が死亡したことによって、その使用人に対して退職金を支給した場合には、事業の廃止又は継続のいかんにかかわらず、その使用人に対して支給した退職金のうち事業主の死亡日以前の勤務期間に対応する金額は、準確定申告の計算上必要経費算入を認めること。 (所法37,63)

【理由】

事業者の死亡により相続人に事業が引き継がれる場合には所得税法63条(事業を廃止した後に生じた必要経費の特例)は適用されず、雇用関係の清算により退職金を支給した場合であっても準確定申告の計算上、必要経費に算入されないことになっている。

しかし承継直後に勤続年数の長い従業員が退職した場合のように、費用の期間帰属が不合理となる場合も考えられるため、雇用関係を清算して実際に退職金を支給した場合には準確定申告の計算上必要経費算入を認めるべきである。

制度上

10. 青色申告者の純損失及び雑損失・白色申告者の雑損失を繰り越す期間を延長し、損失が生じた年分の確定申告書の期限内提出要件を廃止すること。 (所法70,71)

【理由】

青色申告者の純損失及び雑損失の繰越控除期間はともに3年である。青色申告者は、一定の帳簿の備付けと保存が求められており、小規模の法人と実態は変わらないことから、法人との均衡に配慮し繰越控除期間を少なくとも5年に延長すべきである。

雑損失については、帳簿の備付けと保存の要件が求められていないことなどの理由により、繰越控除期間について青色申告者と白色申告者に格差を設ける必要はない。したがって、雑損失の繰越控除期間も同様に延長すべきである。

また、雑損失の繰越控除は、その損失が生じた年分の確定申告書を申告期限内に提出していることが必要条件になっている。そのため、当年度に雑損失が生じたにもかかわらず申告義務が発生せず確定申告書を提出しなかった者が、何らかの事由により申告期限後に確定申告義務が発生した場合は、雑損失の繰越控除の適用が認められないという事態が発生する。雑損失の繰越控除は、業務を営む者のみならず全ての納税者について担税力の減殺を考慮するための措置であるこ

とから、期限内申告に限定する必要はなく、期限後申告においても適用が認められるべきである。

制度上

11. 医療費控除の上限額を大幅に引き上げるとともに、生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合にも、その医療費の金額を医療費控除の対象とすること。(所法73)

【理由】

保険診療の対象とならない高額な治療を必要とする者にとっては、医療費負担が非常に大きなものとなっている。医療費控除額の上限は昭和50年以来改正が行われておらず、その一方で国民所得に占める医療費の割合は5%から9%へと大幅に増加している。このため、医療費控除の上限を大幅に引き上げるべきである。

また、老親の介護費用等については、同一生計であるか否かにかかわらず、その子供全員で負担することも多い。生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合であっても、民法上の扶養義務がある場合には、医療費控除の対象とすべきである。

制度上

12. 準確定申告の期限を、相続の開始があったことを知った日の翌日から10月を経過した日の前日までとすること。(所法124,125)

【理由】

準確定申告と相続税の申告とは、いずれも被相続人の死亡時までの清算を相続人がすることにおいて、密接な関係にある。したがって、納税者の事務負担の軽減を考慮し、準確定申告の期限を相続税の申告期限と同じく相続開始の日から10月以内とすべきである。

制度上

13. 総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超える場合の財産債務明細書の提出義務を廃止すること。(所法232)

【理由】

財産債務明細書の提出は、昭和25年の富裕税の創設に伴い、これを補完するために設けられた制度である。しかし、すでに富裕税は廃止されており、そもそも2,000万円という金額の根拠が見当たらない。したがって、この制度は早急に廃止すべきである。

制度上

14. 土地建物等の譲渡損失について、損益通算及び繰越控除を認めるべきである。(所法69,措法31,32,措法41の5,41の5の2 による読み替え後の所法70)

【理由】

土地建物等の譲渡損失について損益通算及び繰越控除を認めないことは、担税力を失った部分にも課税することとなり、問題がある。特に事業用不動産の譲渡損失は事業収益と一体のものであり、法人企業と個人企業との間の課税上の不公平を生じさせることとなる。

したがって、譲渡益に対して単一税率による軽減措置を見直すなど譲渡損の取扱いの整合性に

について検討したうえで、土地建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除の制度を復活させるべきである。

制度上

15．特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止に伴う「二重控除」問題解消のための抜本的措置については、新たな制度に係る納税者等の事務負担も考慮し、適用範囲が過度に広がらないようにすること。(旧法法 35)

【理 由】

平成 18 年度税制改正で創設された特殊支配同族会社に係る業務主宰役員の役員給与損金不算入規定については、平成 22 年度税制改正で廃止されることとなったが、併せて平成 23 年度改正において、「二重控除」の解消のため抜本的措置を講ずることとされている。

本制度廃止後、「二重控除」解消のため抜本的な見直しをする場合には、仮に新制度が個人に課税するものである場合にも、その適用範囲について納税者等の事務負担にも配慮し、過度に広がらないようにすべきである。

法人税

制度上

1．退職給付引当金の損金算入を認めること。

【理 由】

退職給付金は、労働協約、就業規則、労働契約等によって支払条件が明確であれば労基法 11 条の「労働の対償」としての賃金に該当し、退職金請求権は法的な保護を受け、確定債務的な側面を有している。また、「会社計算規則」や「中小企業の会計に関する指針」においても退職給付引当金の計上が求められている。また、高齢化社会を迎えている今、将来の退職金の支払いに備えて、社内における退職金原資の確保という側面からも、損金算入を認めるべきである。

制度上

2．同族会社の使用人兼務役員の判定は、持株による形式的判定基準を廃止し、実際に使用人としての職制上の地位を有し、当該業務に従事しているかどうかにより判定すべきである。

(法法 20,34 ,法令 71)

【理 由】

同族会社において、取締役等が使用人としての職務に従事している場合であっても持株基準により使用人兼務役員ではなく役員として取り扱われ、持株基準が適用されない非同族会社と比べ明らかに差が生じている。

制度上

3．試験研究費に係る税額控除制度について、次の改正を行い、より利用価値の高い制度に改め、とりわけ、中小企業等に対し、その研究開発を税制上支援すべきである。

(1) 試験研究費に含まれる「人件費」について、専任担当者以外の者でも従事割合が合理的に算出できる場合は、その算出された人件費は試験研究費に含めるべきである。

(2) 試験研究費に係る税額控除限度超過額の繰越期間を延長させること。(措法42の4)

【理由】

(1) 対象となる試験研究費に含まれる「人件費」は、「専門的知識を持って試験研究の業務に専ら従事するものの人件費」に限られているが、中小企業の場合、代表者等中心的な役員が研究者である場合が多く試験研究の業務に専ら従事することは困難であり、他の業務と兼任することが常態化しているため試験研究費の対象とならない。したがって、中小企業の試験研究を促進するため、専ら従事していなくても、従事割合が合理的に算出できる場合は、その合理的に算出された人件費は試験研究費の対象に含めるべきである。

(2) 研究開発は、成果が現れるまでには多額の投資と膨大な時間を要するものが多い。しかし、現行制度では、支出事業年度の税額控除超過額の繰越期間が1年（経済危機対策における税制上の措置で時限的に最長3年に延長）で打ち切れ、税額控除による研究開発の支援が有効に活用できない。

また、毎年試験研究費を費やすことは容易ではない。したがって、試験研究費の支出事業年度において控除しきれなかった税額は、次年度以降の試験研究費の増加要件を撤廃したうえで繰越控除期間を延長するとともに税額控除の順序についても、古い年度の限度超過額から順次控除することとし、企業の研究開発を支援すべきである。

さらに、上乘せ措置に対しても、繰越控除制度を設け、企業の研究開発を支援すべきである。

制度上

4．完全支配関係がある法人間の取引に係る税制（グループ法人課税制度）は、過度の事務負担がないような制度にすべきである。

【理由】

平成22年度より新たに導入される完全支配関係がある法人間の取引に係る税制は、完全支配関係があれば強制適用となり、中小企業も適用対象となる制度となる。

本制度では、グループ内取引等の管理業務が必要となり、また、管理が広範囲に及ぶ可能性があるため、適用対象法人の事務負担が過度にならないような制度にすべきである。

相続税

制度上

1．小規模宅地等の課税価格の特例における特定居住用宅地等の適用対象面積を300㎡に引き上げるべきである。(措法69の4)

【理由】

居住用宅地等は相続人の生活の基盤であり、換価しにくい性格を有するものである。また、全国の持ち家住宅の平均敷地面積は286㎡という調査結果もある（総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」平成20年7月28日現在）。

したがって、特定居住用宅地等の適用対象面積を300㎡に引き上げるべきである。

制度上

2．小規模宅地等の上に存する建物について、居住又は事業の継続に配慮し、相続税の課税価格に算入する金額の一定割合を減額すべきである。

【理由】

新設住宅の坪単価は上昇傾向にあり、建物価格の割合が相対的に増加している場合が多いと思われる。特にマンションの場合には、居住用不動産全体に占める建物価格の割合が大きい。

土地及び建物はそれぞれ別々のものではなく一体となって効用を発揮するものであり、円滑に居住や事業の承継が行われるようにするために、土地のみでなく建物にも減額措置を講じるべきである。

運用上

3．取引相場のない株式等を純資産価額方式によって計算する場合における、評価会社の課税時期前3年以内に取得した土地等又は家屋等に対する評価の特例を廃止すること。

(評基通185)

【理由】

個人が相続等により取得した土地等又は家屋等で相続開始前3年以内に取得されたものについてその取得価額を課税価格に算入する特例措置は、地価の急落を背景に平成8年度改正で廃止された。しかし、取引相場のない株式等を評価する場合に評価会社が所有する土地等又は家屋等で課税時期前3年以内に取得したものについては、通常取引価額により評価することとされている。同じ土地等又は家屋等の評価でありながら、取引相場のない株式等の評価に際してだけそのような評価の特例を残す意味は既になく、早急に廃止すべきである。

消費税

制度上

1．納税義務等の判定において、基準期間を見直すこと。(消法2 十四,9,12の2,37)

【理由】

消費税の納税義務の判定及び簡易課税制度適用の判定は、基準期間の課税売上高によって判定される。

このことは、税の転嫁を予定している消費税において、納税義務があるかどうかは少なくともその課税期間の初日には判明している必要があるためと考えられている。しかし、消費税法の小

規模事業者に係る納税義務の免除の規定（消法9）は、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、“消費税を納める義務を免除”する規定であり、当該課税期間における申告期限までに納税義務があるかどうかを判定できればすむ。簡易課税制度の判定においても、仕入税額控除の要件により帳簿及び請求書等が保管されていることから、申告期限までに簡易課税適用の可否が判定できれば足り、前もって適用の可否を知る必然はない。そもそも商法において全ての商人について会計帳簿の作成が義務づけられており、帳簿及び請求書等を保存することは当然である。

また、基準期間を当該課税期間前とすることは、事業規模と消費税の計算方法とに矛盾を生じさせる原因となる。事業規模の実態に即した消費税の計算及び申告納税制度を確保するためにも、消費税の納税義務及び簡易課税制度適用の判定基礎となる課税売上高は、基準期間ではなく当該課税期間の課税売上高とすべきである。

制度上

- | |
|--|
| 2．消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限を、法人税の確定申告書の提出期限と同様とすること。 |
|--|

【理由】

消費税の計算と法人税の計算は相互に関連性があることに鑑み、法人税の申告期限が延長されている場合には、消費税の申告期限についても、当該事業年度末日を含む課税期間については延長制度を創設し、法人税と同様の取扱いとすべきである。

制度上

- | |
|--|
| 3．簡易課税制度について次のような見直しを行うこと。
(1) 事業区分を2～3区分とし、みなし仕入率の見直しをすること。
(2) 簡易課税制度の選択を確定申告時にできるものとする。 (消法37,消令57) |
|--|

【理由】

小規模事業者の事務負担軽減措置としての簡易課税制度であることを明確にし、小規模事業者の税負担が過度にならないことに重点を置いて、次のような見直しを行うべきである。

- (1) 事業区分を現行の5区分から2～3区分程度に簡素化し、みなし仕入率を見直すことにより、簡易課税制度が、納税事務負担の軽減のための制度であることを明確にすべきである。
- (2) 簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受ける課税期間の初日の前日までに簡易課税制度の選択届出をしなければならず、これを失念すると原則課税のままである一方、簡易課税制度選択事業者が一定額以上の設備投資をした場合であっても、控除を受けることができないケースもあるので、簡易課税制度選択事業者の投資機会に配慮すべきである。

したがって、確定申告書の提出期限までに簡易課税制度選択届出書を提出すればよいものとするよう改正すべきである。

制度上

4. 新設事業者のマンション建築等を利用した消費税の還付スキーム対策制度は、個別対応方式による税額控除のみを認めるようにすべきである。(消法 30 , ,33)

【理由】

平成 22 年度改正で、いわゆるマンション建築等に係る消費税還付スキームに対し、当該マンション等を調整対象固定資産としたうえで、当該資産取得後 3 年間は課税事業者とし、簡易課税制度の適用もできないという制度が設けられた。

この制度によれば、調整対象固定資産を取得した事業者が一律に 3 年間課税事業者として取り扱われることになり、さらに、課税売上高が僅少な場合にも簡易課税制度が適用できなくなることから、還付スキームの活用をしない事業者に過度な納税事務負担を求めることになる。

したがって、マンション建築等に係る消費税の還付スキームを活用したと認められる場合には、控除対象仕入税額の計算方法を個別対応方式のみとし、居住用賃貸マンション等のように非課税売上げに対応する課税仕入れの仕入税額控除を認めない制度とすべきである。

地方税

1 住民税

制度上

1-(1) いわゆる人的控除と呼ばれる所得控除の額を、所得税と同額にすること。

【理由】

個人住民税に対する応益負担原則は、平成 18 年度税制改正での所得税から個人住民税への財源委譲の実施において個人住民税の所得割税率を一律 10% にフラット化されたことで、既に反映されており、課税最低限についてまで応益負担原則を徹底させるべきではない。応益負担原則は、個人住民税について均等割が設定されていることでも、その主旨は充足されていると考えるべきである。

また、人的控除（特に配偶者控除、扶養控除、基礎控除）は、憲法 25 条の生存権を保障するための最低生活費としての性格を有するものであり、その意味においても所得税と住民税に差異を設ける理由はない。したがって住民税においても人的控除と呼ばれる所得控除の額を、所得税のそれと同額にまで引き上げるべきである。

制度上

1-(2) 二重課税となっている次の制度を廃止すること。

個人の道府県民税均等割の重複（二重）課税を廃止すること。(地方法 24)

政令指定都市における「区」の区域について、一の「市」の区域とみなす規定を廃止すること。(地方法 737)

【理 由】

地方税法 24 条では、法人に対しては、同一道府県内の異なる市町村に事務所等を有する場合であっても一の道府県民税均等割が課されるのに対し、同一道府県内の異なる市町村に住所と事務所を有する個人には、住所あるいは事務所の存するそれぞれの市町村ごとに道府県民税均等割が課されることになる。この取扱いの差異は、2号において「...当該事務所...（中略）...を有する市町村内に住所を有しない者」と定めているのに対し、4号においては「...施設を有する法人で当該道府県内に事務所...（中略）を有しないもの」と定めている違いによるが、その理由は明らかではない。同一道府県内においては、個人・法人の形態の如何を問わず、その負担の仕組みは同一であるべきである。一人の個人に対して、道府県民税の均等割を二度課すことは、明らかな二重課税であり、徴税の便宜の為や、事業規模、均等割金額等を理由に許されるものではない。

よって、道府県内に住所を有する個人に対しては、その住所を有する市町村においてのみ、道府県民税均等割を課すべきであり、法 24 条 2 号の「...市町村内に住所を有しない者」を「...道府県内に住所を有しない者」とし、このような二重課税を改めるべきである。

地方税法 737 条は、政令指定都市の区について、都の特別区と同様に区を市とみなして道府県民税、市町村民税に関する規定を準用及び適用している。

東京都の特別区は特別地方公共団体として法人格を有しており、課税自主権がある。これに対し、政令指定都市の区は、市長の権限に属する事務を分掌させるために設けられただけのものである。そこには法人格も課税自主権もなく、課税権は政令指定都市が有するのみである。

したがって、政令指定都市が区ごとに法人市民税の均等割を課すことは、根拠の無い課税であり、明らかな二重課税であるから、区を市とみなす規定は廃止すべきである。

制度上

1-(3) 法人住民税の均等割の適用区分に用いる資本金等の額について、資本金等の額の減少により生じた剰余金を損失の填補に充てた場合には、資本金等の額から減額できるようにすべきである。 (地方法 52,312)

【理 由】

法人住民税の均等割は、「資本金等の額と従業者の数」の大きさにより段階的に増加していく。また、この資本金等の額は、「法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額」（法人税法 2 条 16 号）である。資本金等の額の一部を無償減資により損失の填補に充てた場合にも、法人税法上は資本金等の額が減少しないので減資前と同額の均等割課税が継続することとなる。

無償減資等を行った法人についてはすでに事業規模の減少があったことが実態であるから、平成 22 年度改正では、一定の見直しがなされている。よって、法人住民税の均等割の適用区分に用いる資本金等の額については、その算定の基礎となる資本金等の額から、当該無償減資等の金額を控除すべきである。

2 事業税

制度上

- | |
|---|
| 2 個人事業税における事業主控除額（現在 290 万円）を 600 万円に引き上げること。
(地方法 72 の 49 の 10) |
|---|

【理由】

個人の事業所得には勤労性を有する所得が含まれていることから、個人事業税における事業主控除の制度は、法人事業税とのバランスを考慮して規定されている。しかしながら個人事業税における事業主控除額 290 万円は平成 11 年度改正以後見直しがされておらず、少なくとも外形標準課税の適用されない中小企業の役員の平均給与額程度には合わせるべきである。

平成 19 年の民間給与の実態調査によると、資本金 2,000 万円未満の中小企業役員の平均給与収入額は 600 万円程度であることから、事業主控除の額は少なくとも 600 万円に引き上げ、制度の目的と合致させる必要がある。

3 固定資産税

運用上

- | |
|---|
| 3 - (1) 固定資産税の税額通知の課税明細書に、税額の計算過程を明示すること。 |
|---|

【理由】

負担調整措置による課税標準額の計算過程が納税者に明示されておらず、固定資産税評価額と算出される税額との関係を納税者が理解しにくい状況にある。このため固定資産税の税額計算の過程を課税明細として通知し、各納税者が税額算出の根拠と過程とを検証できるようにすべきである。

制度上

- | |
|--|
| 3 - (2) 新築住宅等に係る固定資産税及び都市計画税の減税措置について、その適用期間を 5 年間（現行 3 年間）とし、面積基準を 240 m ² （現行 120 m ² ）に拡大すること。
(地方附 15 の 6 ,) |
|--|

【理由】

固定資産税及び都市計画税においては、新築住宅は新築後 3 年間、3 階建以上の中高層耐火住宅は新築後 5 年間、その建物の 120 m²までの部分の税額について 2 分の 1 に減額することになっている。これを次のように簡素化・拡充を図るべきである。

その構造に関わらず、減額期間を 5 年に統一する。

他の住宅促進税制の床面積基準の上限にならい 240 m²までは減額対象とすべきである。

制度上

- | |
|---|
| 3 - (3) 償却資産に係る固定資産税の免税点を 300 万円(現行 150 万円)程度に引き上げること。
(地方法 351) |
|---|

【理 由】

償却資産に係る固定資産税の免税点は平成3年に定められ、その後19年が経過している。設備投資を税制面でも一層支援するため、また小規模事業者の負担軽減のため、これを300万円程度に引き上げるべきである。

4 その他

制度上

4-(1) 不動産取得税について、課税標準の特例措置を廃止し、免税点を引き上げること。

(地方法73の15の2)

【理 由】

不動産取得税は、例えば新築住宅の取得につき1,200万円の控除など、政策的には多数の税額軽減の特例が設けられているが、その適用がある旨の申告がない場合には適用されず、納税者には分かりにくい制度となっている。よって、これらの制度はその適用がある旨の申告がない場合には適用されないこととなる。

一方免税点は、昭和48年から据え置かれているが、この免税点を引き上げることにより、税額軽減の特例措置を免税点制度にして簡素化、明確化を図るべきである。

制度上

4-(2) 事業所税は、廃止すべきである。

(地方法701の30)

【理 由】

都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、地方税法701条の30は、人口の都市集中に伴う地方財政需要を支弁するため急遽作られたものである。しかし、行政サービスとの受益関係に着目するのであれば、その租税負担は事業税に織り込まれており、さらに、床面積を課税標準とする資産割については固定資産税及び都市計画税との、従業者割については法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。したがって、事業所税は廃止すべきである。

税務行政

制度上

1. 更正の請求期間を原則的な増額更正期間と同一（現行1年以内）とすること。

また、後発的事由による更正の請求の特例については、1年以内（現行2月以内）とすること。
(通法23)

【理 由】

更正の請求制度の趣旨は納税者の権利救済にあることに鑑みて、更正の請求期間を原則的な増額更正期間と同一とすべきである。

さらに、判決の確定等の後発的理由による更正の請求の期限は、現行法上2月以内に限られて

いる。しかし、このような規定が一般納税者に理解されているとは言い難く、納税者の正当な権利を救済する見地から、この期間は1年間とすべきである。

制度上

2．納期限の翌日から2か月を経過した以後に適用される延滞税の14.6%の割合について、特例基準割合の2倍とすること。
(通法 60, 措法 94)

【理由】

平成11年度改正において、過去に例を見ない低水準の金利を勘案し、利子税等の軽減を図ることとされ、延滞税のうち7.3%の部分は特例基準割合(基準時点の基準年利率+4%)とされた。しかしながら、延滞税のうち14.6%の部分については、その割合が据え置かれたままである。したがって、14.6%の部分についても、特例基準割合の2倍とすべきである。

制度上

3．納税者権利憲章の制定にあたっては、納税者の税務に関する権利を明確にした上で、納税者にとって分かりやすいものにすべきである。

【理由】

平成22年度税制改正大綱では、国民の立場に立つ税制は、納税者にとって公正さと透明性が確保されたものでなければならないとしている。よって、納税者権利憲章の制定にあたっては、納税者の税務に関する権利を明確にした上で、納税者にとって理解しやすいものにすべきである。

環境税

制度上

環境税の導入には、納税者にとって過度の負担にならないよう格別の配慮をすること。

【理由】

環境対策の一環として、環境税導入が検討されているが、導入に際しては下記の点について特に配慮し、透明性の高い税制とすべきである。

- (1) 環境税のしくみ、その果たす役割を明確にし、広く国民に周知すること。
- (2) 課税客体、課税標準等の課税要件を明らかにすること。
- (3) 環境税の導入後も環境対策という名の下に安易な増税をしないこと。
- (4) 環境税が環境対策にどの程度寄与したかを公表すること。
- (5) 揮発油税のように上流課税とした場合であっても、消費税との二重課税を排除すること。
- (6) 石油石炭税、揮発油税等の石油関連諸税との整理・統合を図り、納税者に過度の負担とならないよう考慮すること。
- (7) 地方公共団体で独自に導入している環境税との整理・統合を図ること。
- (8) 納税者における納税事務負担に配慮した方法とすること。

本意見書の作成にあたり、下記の本会支部及び会員並びに団体からお寄せいただいた意見を検討させていただきました。ご協力に深く感謝いたします。

《 支 部 》

東 成 支 部 神 戸 支 部 泉 佐 野 支 部 大 淀 支 部

《 会 員 》

吉 田 敬 矢 部 浩 司 吉 田 昌 弘 金 田 光 世
松 石 邦 明 朝 倉 章 松 山 治 幸 中 野 康 男
尾 崎 幸 宏 飯 田 哲 雄 渡 邊 昇 岸 本 秀 久
植 木 心 一 關 智 一

(順不同・敬称略)

《 団 体 》

近畿青年税理士連盟

全国女性税理士連盟

作成担当：近畿税理士会・調査研究部

部 長 永 橋 利 志

副部長 上 西 左大信 森 本 好 昭 近 藤 雅 人

部 員 櫻 井 圭 一 岩 本 武 士 岸 田 光 正 橋 本 光 世

松 田 昭 久 桑 野 秀 朗 赤 坂 高 司 柏 木 英 樹

中 川 秀 夫 近 江 清 秀 前 原 啓 二 田 中 俊 男

川 口 昌 紀 佐 々 木 栄 美 子

税制に対するご意見・ご要望をお寄せください

私たち税理士は、税務に関する専門家として、日々の業務を通じて、税の負担者たる国民の視点に立ち、税に対する考え方を最もよく理解し、税制の様々な問題点を把握でき得る立場にあります。また、私たちは、これらの問題点に対する改善策を考察し、税制に対して効果的な提言を行うための知識と実力も有しております。

一方、税理士会および日本税理士会連合会は、税理士法第49条の11および第49条の15によって、税制および税務行政に対して建議できると規定されております。

つまり、税理士が税制に対して意見を表明することは、言わば国民の要請であり、また、私たちに課せられた社会公共的使命を果たすことであるといえます。

近畿税理士会では、例年、「税制改正に関する意見書」を作成しており、この意見書は、日本税理士会連合会において各税理士会の意見書を総括した建議書となり、財務省主税局、国税庁、総務省自治税務局をはじめ関係各方面に提出され、改正に至った項目も少なくありません。

今後もより実効性のある提言を行い、適正な税制の構築に寄与していくため、日々納税者と接しておられる会員皆様のご意見を、ぜひお寄せいただきますようお願い申し上げます。

ご意見・ご要望は、FAX、郵送、電子メールのいずれかの方法により、下記の要領でご提出ください。

なお、ご意見をいただいた方につきましては、意見書の末尾にお名前を掲載いたします。

提出先 近畿税理士会・制度研究課

F A X 06 - 6942 - 2182

郵 送 〒540-0012 大阪市中央区谷町1 - 5 - 4

電子メール BCB10706@nifty.com

FAX・郵送の場合は、次頁の罫紙を適宜ご利用ください。

(税制に対する意見等)

支 部		氏 名		登 録 番 号	
-----	--	-----	--	---------	--